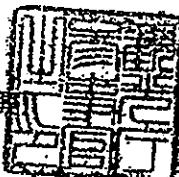


写

観参第6号の4
平成31年4月1日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興課）



旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引に関する旅行業法の取扱いについて

貸切バス事業者から旅行業者等（旅行サービス手配業者を含む。以下同じ。）に対し、運送の引受けに際して支払われる手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭をいう。以下同じ。）により、貸切バス事業者が、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）が阻害されているとして、道路運送法（以下「運送法」という。）第10条違反（運賃・料金の割戻し違反）により行政処分を受けた場合の、当該貸切バス事業者と取引を行った旅行業者等に対する旅行業法（以下「法」という。）の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととするので、その旨お知らせいたします。

記

1. 「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」（平成31年3月29日付け国自旅第307号通達）により、貸切バス事業者と旅行業者等において、運送の引受けに際して取引される手数料等によって、貸切バス事業者が本来收受すべき運賃・料金が実質的に收受できず、安全コストを割り込んで手数料等が旅行業者等に対して支払われていると判断された場合、貸切バス事業者は運送法第10条違反となることが明確化されました。
2. 手数料等については、原則として、事業者間の自由な競争の下で行われる取引であるが、手数料等により、当該取引の相手方である貸切バス事業者が運送法第10条違反で行政処分を受けた場合は、手数料等により、当該貸切バス事業者の安全コストが阻害されていると判断されたものであり、このような状態で貸切バスの運送が行われることは、今後重大なバス事故につながるおそれがあり、旅行の安全の確保にも影響を及ぼすことが考えられます。

このため、事故の事前の防止を図り、旅行の安全を確保する観点から、貸切バス事業者が手数料等により運送法第10条違反により行政処分を受けた場合、当該貸切バス事業者



と取引を行った旅行業者等に対しては、法第18条の3第1項第6号の規定に基づく業務改善命令を発出し、手数料等に係る取引に対して改善を求ることとします。

3. なお、行政処分や行政指導を行う際は、「行政指導に関する独占禁止法の考え方」(平成6年6月30日公正取引委員会)2(2)価格に関する行政指導に留意するものとします。

(参考)

○行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月30日公正取引委員会）（抄）

2 行政指導の諸類型と独占禁止法

(2) 価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第十九条）。

[1] 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率（幅）等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げる決定することになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる（以下同じ。）。

國自旅第307号の2
平成31年3月29日



観光庁参事官（旅行振興） 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。

手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来收受すべき運賃・料金が実質的に收受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引の取扱いについて、別添のとおり各地方運輸局等あて通達したので、この旨了知されたとともに、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等関係団体に対して周知されたい。



国自旅第307号
平成31年3月29日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。

手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来收受すべき運賃・料金が実質的に收受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対する脱法行為を防止するための規定である道路運送法第10条の運賃の割戻しに該当する。
2. 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているか否かで判断する。

3. 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成11年12月13日付け自旅第129号）」別紙3一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について及び「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について（平成26年7月1日付け国自旅第70号）」第1 運賃及び料金の原価の算定の規定に準じて直近の実績事業年度1年間の原価を算定する。

その原価の合計額に対して安全コスト（営業費（その他経費に含まれる手数料等を除く。）及び安全運行経費の合計額）が占める割合を個別の運送における運賃・料金に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。

4. なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月30日公正取引委員会）」2 (2) 価格に関する行政指導に留意すること。

(参考)

行政指導に関する独占禁止法上の考え方(抄)

平成 6 年 6 月 30 日

公正取引委員会
最終改正:平成 22 年 1 月 1 日

2 行政指導の諸類型と独占禁止法

(2) 価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある(独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第十九条)。

[1] 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率(幅)等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げる決定をすることになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる(以下同じ。)。

[2]～[5] (略)